

政府内に検討の動き

金融界は、「休眠口座」の資金を東日本大震災の復興支援に活用する構想が政府内で検討されていることに警戒を強めている。全国銀行協会など7団体は5月30日、休眠口座基金の創設案に反対する意見書を内閣府に提出した。所管の金融庁も「休眠口座の国家への移譲には預金者から払い戻し請求があった場合の手続きや金融機関の財務への影響など問題が多い」として慎重な姿勢を示している。

金融庁は慎重姿勢

休眠口座の活用を検討しているのは内閣府が事務局を務める「新しい公共」推進会議。下部組織の震災支援制度等ワーキング・グループで、休眠口座を一括管理する基金を創設して被災地で活動するNPOの支援や復興事業の助成に充てる構想を検討している。

これに対し、全銀協や信託協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、農林中金は共同で反対意見を表明。「本人の同意なく預貯金を金融機関の外部に流出させることは金融システムへの信頼性にかかわる」として、国民全体による慎重な合意形成が必要との認識を明記した。

金融庁の調べでは、3メガバンクの休眠口座は年間で約300億円。金融機関全体では「最低でも1千億円」という予測があるが、実態は不明だ。

郵便局の貯金は20年2カ月間にわたって取引がないと貯金債権が消滅する。しかし、他の金融機関は根拠法に明確な規定がなく、商

法に基づき全銀協の内規により、最終取引日から10年経過した時点で雑益として会計処理している。

ただ、民間金融機関では預金者本人や相続人から払い戻し請求があれば、10年経過後も

支払いに応じるのが原則。そのため、実務上は払い戻しに備えた資金確保や口座管理など

の負担が生じている。そのため、休眠口座を政治的に利用しようとする動きには敏感。過去にも同様の議論はあったが、今回は震災復興にからめた動きだけに懸念が強い。各業界団体は「議論の行方を注意深く見守っていく」構え。

金融界

「休眠口座基金」案を警戒

「本人の同意なく預貯金を金融機関の外部に